

平成 19 年 7 月 2 日

各 位

会 社 名：株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ  
（コード：4314 大証ヘラクレス）  
代表者名：代表取締役社長 金子 修  
問合せ先：広報 中島 弘樹  
（ T E L : 03-6215-9587 ）

### 公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

当社は、株式会社テーオーシー（東証 第一部上場 コード番号 8841）の株式を対象として実施している公開買付けに関して、公開買付開始公告の記載内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、この訂正は、公開買付けの目的をより明確にするとともに、対象者の株式の状況を対象者の最新の有価証券報告書（平成 19 年 6 月 28 日提出）の記載に即して訂正するものであり、買付条件等に変更はありません。

#### 記

##### 1．公開買付けの内容

- |                  |  |
|------------------|--|
| （1）対象者の名称        | 株式会社テーオーシー   |
| （2）買付け等を行う株券等の種類 | 普通株式   |
| （3）買付け等の期間       | 平成 19 年 5 月 21 日（月）から<br>平成 19 年 7 月 18 日（水）まで（42 営業日） |

##### 2．公開買付開始公告の訂正の内容

訂正箇所には下線を付しております。

###### 1．公開買付けの目的

（訂正前）

（前略）

なお、対象者は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者としては、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の総議決権の過半数を保持したまま、対象者の普通株式についての上場を維持するつもりであります。しかしながら、本公開買付けに応募された株券等の状況及び本公開買付け後に引き続き株券等を保有する株主の方々の持株状況によっては、証券取引所の規則上、対象者の普通株式についての上場廃止事由に該当する可能性があります。特に、対象者の創業者一族及びその関連企業等の大株主が本公開買付けに応募されず、引き続き株券等を保有された場合は、本公開買付けの決済がなされた後の当該事業年度末日における対象者株

式の分布状況及び当該事業年度に関する対象者有価証券報告書における対象者株式の分布状況等の記載内容によっては証券取引所の上場廃止事由に該当することが予想されます。したがって、本公開買付けをきっかけとして対象者による証券取引所への上場が廃止された場合は、本公開買付けに応募されない対象者の株主は、その所有する対象者の株式を売却することが困難となる可能性があります。

(訂正後)

(前略)

なお、対象者は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者としては、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の総議決権の過半数を保持したまま、対象者の普通株式についての上場を維持するつもりであります。しかしながら、本公開買付けに応募された株券等の状況及び本公開買付け後に引き続き株券等を保有する株主の方々の持株状況によっては、証券取引所の規則上、対象者の普通株式についての上場廃止事由に該当する可能性があります。特に、対象者の創業者一族及びその関連企業等の大株主が本公開買付けに応募されず、引き続き株券等を保有された場合は、本公開買付けの決済がなされた後の当該事業年度末日における対象者株式の分布状況及び当該事業年度に関する対象者有価証券報告書における対象者株式の分布状況等の記載内容によっては証券取引所の上場廃止事由に該当することが予想されます。したがって、本公開買付けをきっかけとして対象者による証券取引所への上場が廃止された場合は、本公開買付けに応募されない対象者の株主は、その所有する対象者の株式を売却することが困難となる可能性があります。この点につきましては、届出書提出日現在において上場廃止事由に該当するかどうかは不確定であることから、公開買付者は、届出書提出日現在において対象者株式が上場廃止となった場合における具体的な方策等の予定は有しておりません。なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後において、対象者株式を更に取得することにつき具体的な予定を有しておりません。

## 2. 公開買付けの内容

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合

(訂正前)

58.01%

(注1) 「対象者の総議決権の数」は、対象者の平成18年12月22日提出の第41期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」並びに(7)及び(8)の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の単元未満株式数に係る議決権の個数である1,616個)を加えて、「対象者の総議決権の数」を272,376個として計算しています(対象者の単元株式数は500株です)。なお、対象者が保有する自己株式に係る議決権1,382個(691,285株)については、応募がなされない前提で計算しております。

(注2) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しています。(7)及び(8)においても同様です。

(訂正後)

58.01%

(注1) 「対象者の総議決権の数」は、対象者の平成19年6月28日提出の第41期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」並びに(7)及び(8)の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の単元未満株式数に係る議決権の個数である1,575個)を加えて、「対象者の総議決権の数」を272,347個として計算しています(対象者の単元株式数は500株です)。なお、対象者が保有する自己株式に係る議決権1,411個(705,873株)については、応募がなされない前提で計算しております。

(注2) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しています。(7)及び(8)においても同様です。

(8) 買付等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

(訂正前)

公開買付者 58.01%      合計 64.98%

(注) 合計には、特別関係者であるアルグループが公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式6,796,500株の応募を行い、かつ、特別関係者が応募しない株式数6,843,000株、公開買付者が保有する株式数500株及び対象者が保有する自己株式数691,285株を除く全ての対象者の発行済株式につき応募がなされ、証券取引法第27条の13第5項に規定するあん分比例の方式により公開買付者が買付予定総数を買付けた場合における割合を記載しております。なお、対象者が保有する自己株式数691,285株につき応募がなされた場合においては、上記の方法により計算した割合は64.66%となります。

(訂正後)

公開買付者 58.01%      合計 64.98%

(注) 合計には、特別関係者であるアルグループが公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式6,796,500株の応募を行い、かつ、特別関係者が応募しない株式数6,843,000株、公開買付者が保有する株式数500株及び対象者が保有する自己株式数691,285株を除く全ての対象者の発行済株式につき応募がなされ、証券取引法第27条の13第5項に規定するあん分比例の方式により公開買付者が買付予定総数を買付けた場合における割合を記載しております。なお、対象者が保有する自己株式数705,873株につき応募がなされた場合においては、上記の方法により計算した割合は64.66%となります。

以上